

(証券コード 6322)

2022年6月8日

株 主 各 位

大阪府中央区淡路町二丁目2番14号

株式会社 タクミナ

代表取締役社長 山 田 信 彦

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前11時

2. 場 所 大阪府中央区安土町三丁目1番3号

ヴィアール大阪 2階クリスタルルーム

※新型コロナウイルス感染症の影響により株主総会会場や開催時刻が変更になる場合がございます。変更が生じた場合は当社ウェブサイトにてご案内をさせていただきます。株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.tacmina.co.jp/ir/meeting/>)

※新型コロナウイルス感染症の接触感染リスク軽減及び株主の皆様に対する公平な利益還元の観点からお土産は取止めとさせていただきます。ご理解ならびにご協力のほどお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

【新型コロナウイルスによる感染症への対応につきまして】

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒液の設置、株主様の間隔を確保するための座席数減少による入場者数の制限、株主総会の時間短縮など、感染予防のための措置を講じますのでご協力のほどお願い申し上げます。体調不良がうかがわれる株主様には、ご入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

【お願い及びご通知事項】

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び定款の定めにより、当社ウェブサイトに掲載しておりますので本提供書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tacmina.co.jp/ir/meeting/>)

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ワクチン接種の進展とともに、経済活動の正常化に向けた動きが見られるようになりましたが、新たな変異株の出現などにより、未だ収束時期を見通すことができない状況が継続しております。また、海外におきましては、ワクチン普及に伴う経済活動の再開により、持ち直しの動きが見られるものの、ウクライナ情勢等に起因した世界経済の下振れが懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループを取り巻く受注環境は、国内では、ケミカル業界向けが下期以降、好調に推移しコロナ禍以前の水準まで復調しましたが、プラント向けを中心とした水処理関連は、回復にやや遅れが見られ、低調な結果となりました。一方、海外向けでは、二次電池業界の設備投資が引き続き活発なことから、同業界向けの受注が好調に推移しました。

以上の結果、売上高は、86億76百万円（前期比4.9%増）と増加しました。

利益面につきましては、「スムーズフローポンプ」など高付加価値製品の売上構成割合上昇に伴い総利益率が向上したことから、売上総利益は、40億67百万円（同17.1%増）と増加しました。また、企業活動が徐々に再開されていることなどから、販売費及び一般管理費が増加しましたが、売上総利益の増加で吸収することができたため、営業利益は、12億17百万円（同44.7%増）、経常利益は、12億66百万円（同49.6%増）とそれぞれ増益となりました。また、特別功労金等の特別損失を計上しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、8億80百万円（同49.2%増）と増益となりました。

主な品目別販売実績は以下のとおりであります。

【定量ポンプ】

国内市場では、当社主力製品の「スムーズフローポンプ」の主要市場となるケミカル業界が好調な業績を背景に、カーボンニュートラルやBCP対策、ポートフォリオ転換など積極的な設備投資を計画する企業が多く、活発さを取り戻しつつあります。また、電子材料、特に二次電池やMLCCといった素材関連は、市場ニーズの広がりから積極投資が続き、売上の確保に貢献しました。

また、微量制御型スムーズフロー「Qシリーズ」は、研究・開発分野において用途拡大を続けており、新しい市場の開拓に貢献しております。さらに、分野を問わず、ユニット製品への組込においても採用が続いており、販売台数が順調に伸長しております。

一方で、汎用ポンプは、水処理関連において苦戦が続いていることから、コロナ禍以前の水準に戻らず、全体としては低調に推移しました。

海外市場では、韓国の二次電池業界において設備投資の動きが引き続き活発なことから、「スムーズフローポンプ」の受注を大きく積み上げ売上の伸ばすとともに、利益を押し上げる要因となりました。また、中国では、営業活動に制限がある中、継続的に取り組んできた電子材料市場で評価されはじめており、順調に売上の伸ばしました。

以上の結果、定量ポンプの売上高は、53億92百万円（前期比14.1%増）となりました。

【ケミカル移送ポンプ】

「ムンシュポンプ（高耐食ポンプ）」の主力市場である製鉄・非鉄業界は市場が回復しているものの、製鉄プラント向け新規案件の減少が響き、売上は減少しました。

以上の結果、ケミカル移送ポンプの売上高は、6億14百万円（前期比4.2%減）となりました。

【計測機器・装置】

プラント向けの大型案件を受注したものの、前期に水処理装置の大型物件を複数受注していた反動により、売上が減少しました。

以上の結果、計測機器・装置の売上高は、12億50百万円（前期比21.4%減）となりました。

【流体機器】

ケミカル業界向けの大型物件を受注したことから、売上が増加しました。

以上の結果、流体機器の売上高は、4億24百万円（前期比11.8%増）となりました。

【ケミカルタンク】

比較的小型の設備投資や更新需要から小容量タンクの販売台数が伸長し、売上が増加しました。

以上の結果、ケミカルタンクの売上高は、6億52百万円（前期比5.5%増）となりました。

【その他】

その他には、立会調整費やメンテナンス等の売上高及びその他（レストラン、フィットネス）の売上高が含まれております。

その他の売上高は、3億41百万円（前期比9.9%増）となりました。

品目別売上高の状況

品 目	第45期（2021年3月期）		第46期（2022年3月期）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
定 量 ポ ン プ	4,727	57.2	5,392	62.2
ケミカル移送ポンプ	641	7.8	614	7.1
計 測 機 器 ・ 装 置	1,591	19.2	1,250	14.4
流 体 機 器	379	4.6	424	4.9
ケミカルタンク	618	7.5	652	7.5
そ の 他	310	3.7	341	3.9
合 計	8,269	100.0	8,676	100.0

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみを行っており、特に記載すべき事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は2億66百万円で、これらの設備投資資金は自己資金でまかないました。

主な設備投資の内容は、基幹システムの性能向上及びBCP対策92百万円、開発センター改修工事28百万円、溶剤耐久試験室の新設12百万円、検査・測定機器9百万円、メンテナンス研修施設用デモ機12百万円ほかであります。

生産の大幅な増強につながるような設備投資はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 43 期 (2019年3月期)	第 44 期 (2020年3月期)	第 45 期 (2021年3月期)	第 46 期 (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	9,162	8,414	8,269	8,676
経 常 利 益(百万円)	1,440	1,017	846	1,266
親会社株主に帰属(百万円) する当期純利益	1,018	714	589	880
1株当たり当期純利益(円)	141.73	99.47	81.98	122.12
総 資 産(百万円)	11,020	10,948	11,432	12,092
純 資 産(百万円)	6,873	7,139	7,509	8,117
1株当たり純資産額(円)	956.70	993.69	1,043.03	1,125.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しており、第46期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

ポンプのメーカーとして、お客様の立場に立った独創性のある製品を提供し続けるため、以下のことを主な課題と考えております。

① マーケティング機能の強化と「わかりやすい」情報発信

当社グループの活動に興味を持っていただき、当社グループ及び当社グループの技術・製品に、より一層関心を持っていただけるよう、お客様との接点を豊かにし、「お客様の立場に立って考える」という観点から全社を挙げてマーケティング体制を整備してまいります。具体的には、「流体ソリューションセンターLABⅡ」をはじめお客様と共同で課題解決に取り組むなど、ユーザーニーズの収集活動を強化してまいります。

また、「わかりやすい」情報発信（移動型研修施設「ポンプ道場」・ショールーム型研修施設「タクトスペース」・環境／社会／経済活動レポート・メールニュース・ホームページ・広告宣伝・展示会・動画を活用した製品／施設紹介など）に注力してまいります。

② ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能の拡充

ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能を拡充し、ケミカル・素材をはじめ食品・医薬品・化粧品など、あらゆる産業で求められている液体の精密充填・精密混合ニーズを的確に把握して、環境に配慮したエコデザインの高付加価値商品を開発・提供し、水処理・滅菌などの従来市場とともに新用途・新市場への展開をはかります。

③ コアコンピタンス（競争力のあるコア技術）の追求と認知度の向上

水の安全・安心を提供し、あらゆる産業で、高付加価値液体の理想的な移送システムを実現するため、滅菌殺菌テクノロジーの追求から生まれるユニークな製品・装置に加え、「スムーズフロー」ブランドに代表されるダイヤフラム（隔膜）駆動ポンプの利点（液漏れを起こさない構造・液質や液性を変化させない移送・高精度で安定的な移送・圧送など）について、認知度の向上をはかり、その特長をさらに追求いたします。

④ 海外売上比率の向上

市場のグローバル化の進展に伴い、海外のお客様に対しても、さまざまな産業での理想的な液体移送の実現など、当社グループが貢献できるフィールドが増加しております。そのため、海外各地の情報収集、ユーザーニーズの把握や製品の認知度向上を図るとともに、各地域の販売店に対する支援活動の強化を行い、海外売上比率の向上につとめてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

ポンプ事業 (定量ポンプ、ケミカル移送ポンプ、計測機器・装置、流体機器、ケミカルタンクの製造及び販売ほか)

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社：大阪市中央区

営 業 所：東京支社、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、
札幌営業所、仙台営業所、横浜営業所、金沢営業所、
倉敷営業所、広島営業所、高松営業所

工場・研究所：兵庫県朝来市生野町

② 子会社

TACMINA USA CORPORATION (アメリカ合衆国)

TACMINA KOREA CO., LTD. (大韓民国)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 297名 (前期比3名減少)

(注) 当社グループはポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
292名	2名減	39.8歳	14.2年

(8) 重要な子会社の状況

名 称	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
TACMINA USA CORPORATION	100%	当社製品の販売及び販売支援
TACMINA KOREA CO., LTD.	100%	当社製品の販売及び販売支援

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	150百万円
株式会社三井住友銀行	150
株式会社みずほ銀行	50
三井住友信託銀行株式会社	30
株式会社但馬銀行	4
但陽信用金庫	4

2. 株式に関する事項

①株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,217,756株(自己株式 510,784株を除く)
 (3) 当事業年度末の株主数 1,794名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
タクミナ共栄持株会	1,112千株	15.41%
山 田 義 彦	585	8.11
合同会社N. K. F r e u d e l	500	6.93
タクミナ社員持株会	316	4.38
山 田 信 彦	309	4.28
山 田 裕 子	123	1.71
株式会社三菱UFJ銀行	120	1.66
株式会社但馬銀行	120	1.66
熊 谷 景 子	119	1.65
山 田 幸 子	119	1.65

(注) 持株比率は、自己株式（510,784株）を控除して計算しております。

②当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	13,660株 (-株)	4名 (-名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	-株 (-株)	-名 (-名)

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等①当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
山田信彦	代表取締役社長		
山田圭祐	取締役常務執行役員	社長室長兼 管理本部長	
武村俊治	取締役執行役員	生産本部長兼 調達部長	
白岩源史	取締役執行役員	営業統括本部長	
吉田裕	取締役 (常勤監査等委員)		
打田幸生	取締役 (監査等委員)		オカダアイオン株式会社 常勤監査役
平田紀年	取締役 (監査等委員)		
酒井修一	取締役 (監査等委員)		

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために吉田 裕氏を常勤監査等委員として選定しております。
2. 取締役(常勤監査等委員) 吉田 裕氏は経理部長として15年間従事した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員) 打田 幸生氏、平田 紀年氏及び酒井 修一氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役(監査等委員) 打田 幸生氏、平田 紀年氏及び酒井 修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	178,052千円 (-千円)	121,287千円 (-千円)	40,770千円 (-千円)	15,995千円 (-千円)	5名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,110千円 (3,660千円)	10,110千円 (3,660千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	4名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	188,162千円 (3,660千円)	131,397千円 (3,660千円)	40,770千円 (-千円)	15,995千円 (-千円)	9名 (3名)

- (注) 1. 上記のほか、2021年6月18日開催の第45回定時株主総会の決議に基づき、特別功労金を退任取締役1名に対し23,600千円支給しております。
2. 上記には、2021年6月18日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社では、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な成長につながる健全なインセンティブとして機能するよう、役員報酬制度を取締役会にて決定しております。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

(報酬水準及び報酬構成の考え方)

当社役員が担うべき機能・役割に応じた報酬体系とするとともに当社業界水準等

に応じた競争力を有する報酬水準であり、次世代の経営を担う人材にとって魅力的かつ成長意欲を喚起し、組織の活力向上が図れる制度としております。業務執行を担う取締役の報酬等については、業績との連動性を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な企業価値に連動する報酬制度を採用することや、現金報酬のほか株主価値との連動性を強化した株式報酬を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成としています。また、特に顕著な功労があると認められる取締役に対しては功労金を支給することがあります。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等については、経営の監督機能を担う役割を適切に果たすため、独立性を確保する必要があることから、固定の月額報酬のみを支給することとしております。

③役員報酬等の額又はその算定方法の内容及び決定方法

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等

当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月19日開催の第44回定時株主総会で承認いただいた総額を年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）で決定することとしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名であります。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬等は、中長期的な業績向上及び企業価値の持続的な向上への貢献意欲を高めるため、固定報酬となる「基本報酬」と単年度業績を反映した「業績連動賞与」、中長期的業績が反映できる「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬となる「基本報酬」のみを支給することとしております。当事業年度における個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内であり、報酬制度に沿ったものであると取締役会で承認されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本報酬

「基本報酬」は、月額報酬として金銭で支給するもので、個人別の報酬額は当社取締役会決議に基づき一任された代表取締役社長 山田 信彦が個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知し、各取締役の地位及び担当、功績等も踏まえ、総合的に報酬額を決定できると判断したためであります。

ロ. 業績連動賞与

当社の金銭報酬の基準について、目標を達成した場合の基準額が、固定報酬となる「基本報酬」の割合を80%、業績連動報酬となる「業績連動賞与」の割合を20%となるよう概ね設定しております。「業績連動賞与」は、報酬の客観性及び透明性を高めるために毎期公表された連結営業利益を業績指標とし、目標を達成した場合の基準額を100として達成度により50%から200%の範囲で変動します。

なお、各対象取締役への配分は役位別に予め定められた分配係数を乗じて設定しております。連結営業利益を業績指標として選定した理由については、連結営業利益が短期的な企業の収益性や企業価値を表す重要な指標であることから、株主の皆様利益最大化に責任を持つ取締役としての報酬を決定する指標としてふさわしいものと判断したためであります。最終的には取締役会の承認により決定し、一定の時期に支給いたします。

(業績連動賞与の算定式)

$$\text{業績連動賞与} = \text{基準額} \times \text{業績連動係数} \times \text{役職別分配係数}$$

$$\text{業績連動係数} = \text{連結営業利益（実績値）} / \text{連結営業利益（目標値）}$$

目標とする業績連動指標

	目標とする指標	目標値	実績値	業績連動係数
2022年3月期	連結営業利益	860百万円	1,217百万円	142%

ハ. 譲渡制限付株式報酬

2020年6月19日開催の第44回定時株主総会における決議により、対象取締役業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名であります。対象取締役は、当社取締役会決議に基づき一定の時期に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合等、当該総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとし、）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。本制度は、50年間の譲渡制限期間を設けて当社株式を付与するもので、譲渡制限の解除は、譲渡制限期間の満了時もしくは任期満了、死亡など取締役会が正当と認める理由による退任時としております。なお、譲渡制限期間が満了した時点、もしくは取締役退任時において、譲渡制限が解除されていないものがある場合は、当社はこれを当然に無償で取得することとしております。なお、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項②当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

b. 監査等委員である取締役の報酬等

当社における監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）4名の報酬等は、取締役による職務執行に対する監査等の職務を担うことに照らし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含めず、固定報酬である「基本報酬」のみで構成されております。当該報酬については、2016年6月24日開催の第40回定時株主総会で決議いただいた総額300万円以内で決定しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）であります。また、監査等委員の個人別の報酬額については、監査等委員の協議によって決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

打田 幸生氏の兼職先であるオカダアイオン株式会社と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役(監査等委員) 打 田 幸 生	当事業年度開催の取締役会17回（電磁開催6回を含む。）のうち17回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令・定款遵守に係る見地から発言・監視を行いました。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回（電磁開催2回を含む。）のうち12回出席し、内部監査システムの整備及び運用状況・会計監査人の監査の相当性・その他事項について、審議を行いました。同氏は、オカダアイオン株式会社において取締役及び常勤監査役を務め、企業経営者としての豊富な経験と監査の幅広い見識を有しております。その専門的な見地と豊富な経験に基づく客観的視点から、当社の経営全般に関する監督や有効な助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るにあたり重要な役割を果たしております。
取締役(監査等委員) 平 田 紀 年	当事業年度開催の取締役会17回（電磁開催6回を含む。）のうち17回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令・定款遵守に係る見地から発言・監視を行いました。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回（電磁開催2回を含む。）のうち12回出席し、内部監査システムの整備及び運用状況・会計監査人の監査の相当性・その他事項について、審議を行いました。同氏は、平田社会保険労務士・FP事務所を経営しており、とりわけ人事・労務関係に精通されております。その専門的な見地と中立的な立場から有効な助言を受けるなど重要な役割を果たしております。
取締役(監査等委員) 酒 井 修 一	当事業年度において就任後開催の取締役会13回（電磁開催4回を含む。）のうち12回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令・定款遵守に係る見地から発言・監視を行いました。また、当事業年度において就任後に開催された監査等委員会10回（電磁開催1回を含む。）のうち9回出席し、内部監査システムの整備及び運用状況・会計監査人の監査の相当性・その他事項について、審議を行いました。同氏は、ネステック株式会社において取締役を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その専門的な見地と豊富な経験に基づく客観的視点から、当社の経営全般に関する監督や有効な助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るにあたり重要な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬	21,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会が有限責任監査法人トーマツの報酬等に同意した理由は、前事業年度の実績と比較して、監査内容、監査工数が妥当であること、内部統制を含む監査報酬額が、他の同規模の上場企業と比較して妥当であることなどから、その報酬が妥当であると認めました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定に基づき、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備及びその運用状況に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使命に「タクミナは、公正で信頼される活動を行い、企業価値を最大にする」と謳い、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指しております。

当社では、取締役及び使用人の行動の規範として、「コンプライアンス行動規範」を定め、その抜粋を手帳に掲載し、一人一人が携帯して常に閲覧できるようにするとともに、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を図るほか、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。

また、内部統制システムの維持・強化と財務報告の信頼性を確保するため内部統制全般を統括する「内部統制室」を設置し、会計監査・業務監査を分掌するほか、コンプライアンスのチェック機能を持たせています。不正行為等の早期発見と是正を図るため設けた「内部通報制度」の通報窓口とするばかりでなく、全社横断的なコンプライアンス上の問題点を把握させるほか、各種社内規程の見直しや法令及び定款等の違反行為の発生を未然に防止するチェックを行い、取締役会及び監査等委員会へ報告することとしております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス意識の維持・向上のため、新入社員研修（4月）・中途入社社員研修（4月、9月、12月、2月、3月）・コンプライアンス説明会（7月、8月）等において、コンプライアンス研修を実施いたしました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて行った決裁、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存・管理しております。

当事業年度におきましても、取締役及び監査等委員が常時これらの文書等を電磁的媒体及び本社総務部保管のファイルにて閲覧できる状態としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」を制定しており、この規程に基づき、当社グループの社内各部門にリスク管理を行う「リスク管理責任者」を置いております。

リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、当社グループ各社のリスク管理を担当する機関として、当社に取締役会の諮問機関である「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備にあたらせるとともに、有事の際、速やかに情報の伝達を行い、迅速かつ適切な対応で被害を最小限に食い止めることを企図しております。

また、44期に設置した「新型コロナウイルス緊急対策委員会」を逐次開催し、新型コロナウイルス感染拡大予防措置を実施しました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、取締役8名（うち社外取締役3名）で構成されております。

法令や取締役会規則で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し業務執行状況を監督すべく、取締役会を原則毎月1回開催しております。また、取締役会の諮問機関として「執行役員会」及び「経営企画委員会」を設置し、経営に関する重要事項についての検討・審議及び取締役会から委譲された権限の範囲内での決定を行い取締役の職務執行の充実を図ることとしております。

併せて、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により各取締役の役割分担とその権限を明確にして、業務執行の効率化と、経営責任の明確化をはかっております。

当事業年度におきましては、取締役会を17回（電磁開催6回を含む。）、執行役員会を2回、経営企画委員会を11回開催いたしました。

また、職務執行の実態に合わせて規程類の改正を行いました。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社の子会社TACMINA USA CORPORATION及びTACMINA KOREA CO., LTD. は100%子会社であり、その意思決定及び業務執行については、親会社である当社が重要な影響力を持っております。

当社では、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけており、定期的に行う取締役会や経営企画委員会等の会議において経営上の重要情報の共有に努めております。

当事業年度におきましては、海外営業部の報告を、取締役会において11回実施いたしました。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しており、子会社の業務の遂行を阻害する要因についても「リスク管理委員会」において対応策を審議することとしております。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、当社グループ全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定することにより、子会社の役割及び目標を明確にするとともに、業務分掌と決裁権限に基づいて分業化・高度化をはかり、効率的に業務運営を行う体制としております。

また、定期的に行う当社取締役会、経営企画委員会等の会議における進捗管理等を通じて職務執行の効率化をはかっております。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ全体の法令遵守及び倫理行動に関する体制の整備・運用を網羅的・統括的に管理しており、子会社のコンプライアンス体制の確立・浸透・定着を図るための活動、あるいはコンプライアンス行動を阻害する要因についても「コンプライアンス委員会」において対応策を審議することとしております。

当社グループの海外拠点である子会社については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務について随時相談し、アドバイスを求めることのできる提携先を確保し、コンプライアンス体制の維持・向上をはかっております。

なお、当社では、「コンプライアンス規程」を、子会社を含む内容にして運用しております。

⑤ その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の役員及び使用人が、親会社の経営方針に沿って適正に業務を運営していることを確認するために、定期的に内部監査を行う体制を整えております。また、当社における業務が適正に行われていることを確認するために、内部監査を実施しております。

「内部統制基本方針」及び「内部監査規程」を、子会社を含む内容にして運用しており、当事業年度におきましては、本社・東京支社・名古屋支店・大阪支店・海外営業部・金沢営業所・札幌営業所・生産本部について内部監査を実施しました。また、コロナ禍により上記の内、一部の拠点におきましてはリモートによる内部監査を実施しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助する使用人について

当社は、当社の規模から、当面、監査等委員会の職務を補助すべき専従者としての使用人は置いておりません。ただし、「内部統制室」が監査等委員会と連携して、内部監査（コンプライアンスの監視、内部統制の有効性についての監査、業務監査、会計監査）を行うとともに、監査等委員会の補助使用人の役割を果たしており、「内部監査規程」において「内部統制室」の被監査部門からの独立について規定し、また「内部統制基本方針」において監査等委員会が「内部統制室」に調査を求めることができると規定して、補助使用人の独立性及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性を担保しております。

当事業年度におきましては、監査等委員会と内部統制室が連携して、監査重点項目とした店所における売上計上・返品・在庫管理の手続の整備・運用状況、及び経費の適正性等について監査を実施しました。

(7) 当社又は子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社グループでは、当社又は子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の監査等委員会に対して、直ちに報告することとしております。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社又は子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができ、監査等委員会から説明を求められた場合には、迅速かつ的確に報告を行うこととしております。

当事業年度におきましては、該当する事象は発生しませんでした。

(8) 監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「内部通報制度規程」において、通報者等が相談又は通報したことを理由として解雇その他の不利な取扱いを受けないことを定め、また不利な取扱いをした者には、「就業規則」に従い、処分することができる旨を規定しております。

当事業年度におきましては、該当する事象は発生しませんでした。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

また監査等委員会から独自に外部専門家（弁護士・公認会計士等）を顧問とすることを求められた場合、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

当社では、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

当事業年度におきましても、監査等委員の能力向上のための研修費用、監査立会のための出張費用等の予算を計上し、執行しました。

(10) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による監査の実効性を確保するため、代表取締役社長は、監査等委員会が指名した監査等委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査等委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととしております。

監査等委員会は、「会計監査人」及び「内部統制室」と情報交換につとめ、連携して当社の監査の実効性を確保するようにしております。

また、当社では、社外取締役3名を独立役員に指定し、中立的・客観的立場から助言を得るとともに、社内に精通した常勤監査等委員1名が取締役会・経営企画委員会等の重要会議に積極的に出席することで、経営監視の実効性を高めております。

監査等委員会は、原則として毎月1回1時間程度開催し、ガバナンスの在り方とその運用状況を監視しております。

常勤監査等委員は、重要な経営会議等に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門からの報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

当事業年度におきましては、会計監査人の監査に11回立会うとともに、「監査上の主要な検討事項（KAM）」等について監査法人との協議・打合せを11回、代表取締役社長・会計監査人との三者による会合を1回実施しました。

また、内部統制室の重要な事業所の往査に10回立会うとともに、常時モニタリング機能を果たし、その内容を適時監査等委員会に報告しました。

なお、監査等委員会の実効性については、毎期末に自己評価アンケートを実施し、当事業年度も概ね有効と評価しております。

(注) 本事業報告の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,598,529	支払手形及び買掛金	696,827
受取手形	398,755	電子記録債務	1,053,615
売掛金	2,119,429	短期借入金	38,000
電子記録債権	1,085,199	1年内返済予定の長期借入金	350,000
商品及び製品	173,475	未払法人税等	206,668
仕掛品	12,300	賞与引当金	298,350
原材料及び貯蔵品	702,765	その他	458,997
その他	32,172	流動負債合計	3,102,459
貸倒引当金	△2,809	固定負債	
流動資産合計	8,119,818	再評価に係る繰延税金負債	26,734
固定資産		退職給付に係る負債	720,849
有形固定資産		その他	124,590
建物及び構築物	1,305,794	固定負債合計	872,175
機械装置及び運搬具	123,726	負債合計	3,974,634
土地	630,351	(純資産の部)	
その他	158,485	株主資本	
有形固定資産合計	2,218,358	資本金	892,998
無形固定資産	147,133	資本剰余金	751,559
投資その他の資産		利益剰余金	6,527,707
投資有価証券	976,420	自己株式	△305,646
繰延税金資産	342,878	株主資本合計	7,866,619
退職給付に係る資産	56,501	その他の包括利益累計額	
その他	231,127	その他有価証券評価差額金	227,101
投資その他の資産合計	1,606,928	繰延ヘッジ損益	360
固定資産合計	3,972,420	土地再評価差額金	30,438
資産合計	12,092,239	為替換算調整勘定	19,277
		退職給付に係る調整累計額	△26,192
		その他の包括利益累計額合計	250,985
		純資産合計	8,117,604
		負債純資産合計	12,092,239

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売上高		8,676,443
II. 売上原価		4,609,040
売上総利益		4,067,403
III. 販売費及び一般管理費		2,849,513
営業利益		1,217,889
IV. 営業外収益		
1. 受取利息	5,392	
2. 受取配当金	12,748	
3. 持分法による投資利益	460	
4. 為替差益	1,536	
5. 投資有価証券運用益	21,294	
6. 助成金収入	5,382	
7. その他	4,518	51,332
V. 営業外費用		
1. 支払利息	1,353	
2. その他	1,590	2,944
経常利益		1,266,277
VI. 特別利益		
債務免除益	6,127	6,127
VII. 特別損失		
1. 特別功労金	23,567	
2. 減損損失	2,336	
3. 保険解約損	4,017	29,921
税金等調整前当期純利益		1,242,483
法人税、住民税及び事業税	351,264	
法人税等調整額	10,907	362,172
当期純利益		880,311
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		880,311

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	892,998	743,677	6,011,635	△313,664	7,334,647
会計方針の変更による累積的影響額			△12,193		△12,193
会計方針の変更を反映した当期首残高	892,998	743,677	5,999,441	△313,664	7,322,453
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△324,460		△324,460
親会社株主に帰属する 当期純利益			880,311		880,311
自己株式の取得				△95	△95
自己株式の処分		7,882		8,113	15,995
土地再評価差額金の取崩			△27,585		△27,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当連結会計年度中の 変動額合計	-	7,882	528,265	8,017	544,165
当 期 末 残 高	892,998	751,559	6,527,707	△305,646	7,866,619

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	205,676	-	2,853	7,641	△41,314	174,856	7,509,503
会計方針の変更による累積的影響額							△12,193
会計方針の変更を反映した当期首残高	205,676	-	2,853	7,641	△41,314	174,856	7,497,310
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△324,460
親会社株主に帰属する 当期純利益							880,311
自己株式の取得							△95
自己株式の処分							15,995
土地再評価差額金の取崩							△27,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21,425	360	27,585	11,636	15,121	76,129	76,129
当連結会計年度中の 変動額合計	21,425	360	27,585	11,636	15,121	76,129	620,294
当 期 末 残 高	227,101	360	30,438	19,277	△26,192	250,985	8,117,604

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,229,839	支払手形	170,972
受取手形	398,755	買掛金	519,757
売掛金	2,027,372	電子記録債権	1,053,615
電子記録債権	1,085,199	短期借入金	38,000
商品及び製品	166,282	1年内返済予定の長期借入金	350,000
仕掛品	12,300	リース債権	1,828
原材料及び貯蔵品	702,765	未払金	215,457
前払費用	24,393	未払費用	96,572
その他	6,163	未払法人税等	176,498
貸倒引当金	△2,809	前受金	10,609
流動資産合計	7,650,261	預り金	34,499
固定資産		賞与引当金	298,350
有形固定資産		その他の	166,734
建物	1,274,948	流動負債合計	3,132,895
構築物	25,320	固定負債	
機械及び装置	103,508	リース債権	3,504
車両運搬具	10,142	再評価に係る繰延税金負債	26,734
工具、器具及び備品	130,107	長期未払金	121,086
土地	630,351	退職給付引当金	706,572
リース資産	4,709	固定負債合計	857,898
建設仮勘定	20,625	負債合計	3,990,794
有形固定資産合計	2,199,712	(純資産の部)	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	131,332	資本金	892,998
電話加入権	9,051	資本剰余金	
ソフトウェア仮勘定	6,750	資本準備金	730,598
無形固定資産合計	147,133	その他資本剰余金	20,959
投資その他の資産		資本剰余金合計	751,558
投資有価証券	944,385	利益剰余金	
関係会社株式	111,821	利益準備金	91,989
出資金	250	その他利益剰余金	
長期前払費用	4,207	配当平均積立金	90,000
前払年金費用	79,966	別途積立金	1,200,000
繰延税金資産	358,324	繰越利益剰余金	4,723,245
差入保証金	98,254	利益剰余金合計	6,105,234
保険積立金	91,022	自己株式	△303,426
その他	27,850	株主資本合計	7,446,366
投資損失引当金	△18,130	評価・換算差額等	
投資その他の資産合計	1,697,953	その他有価証券評価差額金	227,101
固定資産合計	4,044,800	繰延ヘッジ損益	360
資産合計	11,695,061	土地再評価差額金	30,438
		評価・換算差額等合計	257,900
		純資産合計	7,704,267
		負債純資産合計	11,695,061

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		8,653,411
II. 売 上 原 価		4,596,809
売 上 総 利 益		4,056,602
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,000,884
営 業 利 益		1,055,717
IV. 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,858	
2. そ の 他	32,834	50,693
V. 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	1,353	
2. そ の 他	1,590	2,944
経 常 利 益		1,103,466
VI. 特 別 損 失		
1. 特 別 功 労 金	23,567	
2. 減 損 損 失	2,336	
3. 保 険 解 約 損	4,017	
4. 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	18,130	48,051
税 引 前 当 期 純 利 益		1,055,414
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	316,767	
法 人 税 等 調 整 額	△865	315,902
当 期 純 利 益		739,512

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 資 合 計	株 主 本 計
		資 本 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
				配 当 積 立 金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	892,998	730,598	13,077	743,676	91,989	90,000	1,200,000	4,347,972	5,729,961	△311,443	7,055,193
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額								△12,193	△12,193		△12,193
会計方針の変更を 反映した当期首残高	892,998	730,598	13,077	743,676	91,989	90,000	1,200,000	4,335,779	5,717,768	△311,443	7,042,999
当事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△324,460	△324,460		△324,460
当期純利益								739,512	739,512		739,512
自己株式の取得										△95	△95
自己株式の処分			7,882	7,882						8,113	15,995
土地再評価差額の取崩								△27,585	△27,585		△27,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当事業年度中の変動額合計	-	-	7,882	7,882	-	-	-	387,466	387,466	8,017	403,366
当 期 末 残 高	892,998	730,598	20,959	751,558	91,989	90,000	1,200,000	4,723,245	6,105,234	△303,426	7,446,366

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	205,676	-	2,853	208,529	7,263,723
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△12,193
会計方針の変更を 反映した当期首残高	205,676	-	2,853	208,529	7,251,529
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△324,460
当期純利益					739,512
自己株式の取得					△95
自己株式の処分					15,995
土地再評価差額の取崩					△27,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21,425	360	27,585	49,371	49,371
当事業年度中の変動額合計	21,425	360	27,585	49,371	452,737
当 期 末 残 高	227,101	360	30,438	257,900	7,704,267

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月18日

株式会社 タクミナ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 川 賢

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タクミナの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タクミナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月18日

株式会社 タクミナ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中田 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤川 賢

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タクミナの2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 財務報告に係る内部統制についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 備考

財務報告に係る内部統制について、有限責任監査法人トーマツから、独立監査人の監査報告書日時点において開示すべき重要な不備は認識していないとの報告を受けました。

2022年5月20日

株式会社タクミナ 監査等委員会

常勤監査等委員	吉	田	裕	Ⓜ
監査等委員	打	田	幸生	Ⓜ
監査等委員	平	田	紀年	Ⓜ
監査等委員	酒	井	修一	Ⓜ

(注) 監査等委員である打田幸生、平田紀年及び酒井修一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけております。

期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項とその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、180,443,900円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の業務範囲の拡大へ向けて、現行定款第2条（目的）に新規の事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(14) (条文省略)</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>(15) 上記各号に付帯する一切の事業。</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第16条 当社は、<u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(14) (現行どおり)</p> <p><u>(15)卸売業。</u></p> <p><u>(16)小売業。</u></p> <p><u>(17)通信販売業及び流通業。</u></p> <p><u>(18)飲食店、物販店等各種店舗開発の企画及び経営コンサルティング。</u></p> <p>(19) 上記各号に付帯する一切の事業。</p> <p>< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	やま だ のぶ ひこ 山田 信彦 (1951年8月6日生)	1975年6月 日本フイーダー工業(株) (現当社) 入社 1984年6月 当社取締役 企画室長 1986年5月 当社常務取締役 営業本部長 1987年5月 当社取締役副社長 1993年6月 当社代表取締役社長 2010年6月 当社代表取締役社長執行役員 2012年6月 当社代表取締役社長 (現任)	309,112株
2	やま だ けい すけ 山田 圭祐 (1982年12月2日生)	2011年10月 当社入社 2014年4月 当社社長室長兼海外営業部課長 2016年1月 TACMINA USA CORPORATION 国際事業部長 2017年6月 当社取締役執行役員 社長室長 兼海外市場開拓担当 2018年4月 当社取締役執行役員 社長室長 兼管理本部長 2019年4月 当社取締役常務執行役員 社長 室長兼管理本部長 (現任)	62,608株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	武村 俊治 (1960年10月29日生)	1979年4月 日本フイーダー産業(株) (現当社) 入社 2006年4月 当社管理部総務部長 2012年4月 当社執行役員 管理部総務部長 2015年7月 当社執行役員 生産本部調達部長 2017年6月 当社執行役員 生産本部副本部長兼調達部長 2020年6月 当社取締役執行役員 生産本部副本部長兼調達部長 2021年6月 当社取締役執行役員 生産本部長兼調達部長 (現任)	22,843株
4	白岩 源史 (1962年12月25日生)	2016年4月 当社入社 2016年4月 当社営業本部営業統括部長 2018年4月 当社執行役員 営業本部営業統括部長 2020年4月 当社執行役員 営業戦略本部長 2020年6月 当社取締役執行役員 営業戦略本部長 2021年4月 当社取締役執行役員 営業統括本部長 (現任)	6,503株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役吉田裕氏、打田幸生氏及び平田紀年氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	よしだ ひろし 吉田 裕 (1957年12月28日生)	2000年1月 当社入社 2006年4月 当社経理部長 2010年6月 当社執行役員 経理部長兼中計推進担当 2011年4月 当社執行役員 経理部長兼マーケティング部長兼中計推進担当 2012年6月 当社取締役執行役員 経理部長兼マーケティング部長兼中計推進担当 2013年10月 当社執行役員 経理部長 2015年7月 当社執行役員 管理部長 2016年4月 当社執行役員 管理本部長 2018年4月 当社執行役員 管理本部副本部長兼経理部長 2020年6月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)	9,480株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	うちだ ゆきお 打田 幸生 (1952年9月1日生)	1976年3月 オカダアイヨン(株)入社 1998年4月 同社大阪本店長 2006年4月 同社営業部部長 2007年4月 同社商品本部長 2007年6月 同社取締役商品本部長 2010年12月 同社取締役マーケティング本部副本部長兼東京本店担当 2011年4月 同社取締役東京本店長 2015年6月 同社常勤監査役(現任) 2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) オカダアイヨン(株)常勤監査役	—
3	ひらた のりとし 平田 紀年 (1945年2月11日生)	1965年4月 ユニチカ(株)入社 2005年4月 平田社会保険労務士・FP事務所代表(現任) 2011年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 打田幸生氏及び平田紀年氏は、社外取締役候補者であります。なお、打田幸生氏及び平田紀年氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 責任限定契約について
当社は、吉田裕氏、打田幸生氏及び平田紀年氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏が再任された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 打田幸生氏は、オカダアイヨン株式会社において取締役及び常勤監査役を務め、企業経営者としての豊富な経験と監査の幅広い見識を有しております。同氏により当社の経営全般に関する監督や有効な

助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であり、うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は6年であります。

5. 平田紀年氏は、現在、平田社会保険労務士・FP事務所を経営しており、とりわけ人事・労務関係に精通されております。その専門的な見地と中立的な立場から有効な助言を受けることができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

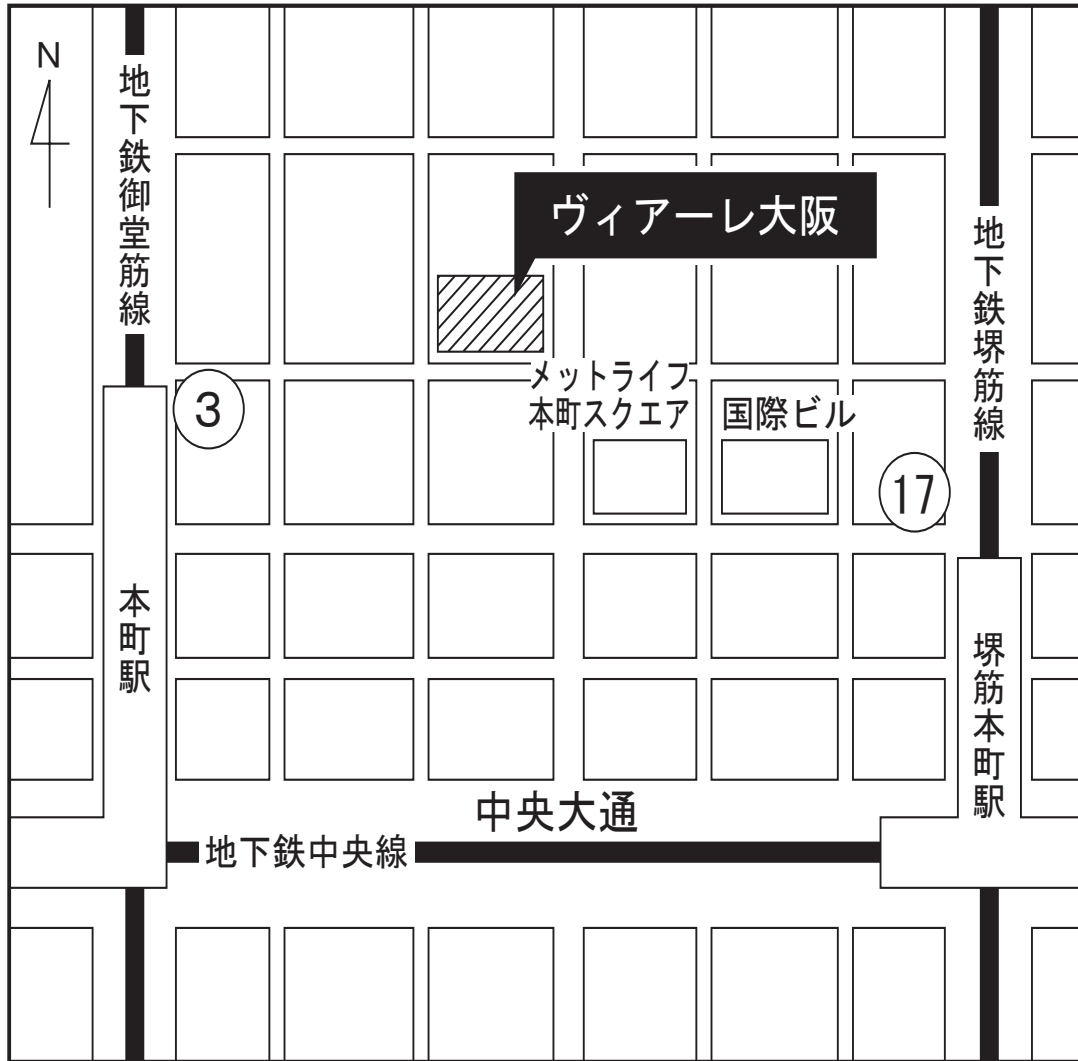
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

大阪府中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階クリスタルルーム
TEL (06)4705-2411



地下鉄御堂筋線「本町駅」下車 3番出口より徒歩3分

地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」下車 17番出口より徒歩5分